

2. 住宅費など地域移行推進のための新たな課題への対応

現状

○住宅費に関わる施策としては、以下のようなものがある。

(1) グループホーム・ケアホームの整備促進 ※「住まいの場」の確保で議論

・グループホーム・ケアホームの実施に当たっての敷金・礼金の助成

(1) 事業内容

アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム・ケアホームを実施するに当たり、借上に伴う初度経費（敷金・礼金）の助成を行う。

(2) 実施主体 都道府県

(3) 補助単価 入居者1人あたり13.3万円以内

(4) 補助割合 定額（10/10）

(5) 実施年度 18年度～20年度

・グループホーム・ケアホームの整備費の助成

(1) 事業内容

ア グループホーム・ケアホームの新築に要する整備費の助成を行う。

イ グループホーム・ケアホームを実施するアパート等においてバリアフリー化等に要する改修費の助成を行う。

(2) 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

(3) 補助単価 ア 1共同生活住居あたり 2,000万円以内（新築の場合）

イ 1共同生活住居あたり 600万円以内（改修の場合）

(4) 補助割合 1/2（都道府県(市)1/4、法人1/4）

(5) 実施年度 20年度～